「フィブリノゲン製剤等に関する報告について」

# 資料4-11

<u>I</u>	製剤の納入先医療機関の名称等の広報関係
1	フィブリノゲン製剤納入医療機関名等の広報について(平成19年11月6日)・・1
2	フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口の設置について(平成19年11月14日)2
3	新聞記事下の政府広報(平成19年11月29日、30日)・・・・・・・・・・3
4	「フィブリノゲン製剤納入医療機関」及び「非加熱血液凝固因子製剤を血友病以
	外の患者に投与した可能性のある医療機関」の公表(政府広報)について
(	平成20年1月16日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5	新聞折込広告(政府広報)(平成20年1月17日)・・・・・・・・・・・5
6	フィブリノゲン製剤をフィブリン糊として使用した可能性のある医療機関の追加
	について(平成20年6月13日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
7	フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口について(平成20年8月22日)・・・・・8
II	製剤投与の事実のお知らせと検査の受診勧奨関係
H	[カルテ等の保管状況関係
8	フィブリノゲン製剤を投与された方々に対するお知らせ等について(協力依頼)
	(平成19年11月7日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
9	血液凝固因子製剤等を投与された方々に対するお知らせ等について(協力依頼)
	(平成20年2月5日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
1 (	) フィブリノゲン製剤納入先医療機関の追加調査の結果(中間報告)について
(	平成20年2月15日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
1	I 企業、医薬食品局が保有していた血漿分画製剤とウイルス性肝炎症例等に関
	する調査の結果について(平成20年4月30日)・・・・・・・・・・・・32
12	2 フィブリノゲン製剤を投与された方々に対するお知らせの状況等について
( :	平成20年8月25日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
13	3 フィブリノゲン製剤納入先医療機関の追加調査について(平成20年12月12日)
-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	1 血液凝固因子製剤の納入先医療機関名等の公表について(平成20年7月1日)
•	
	5 血液凝固因子製剤の納入先医療機関の調査結果について(平成20年7月1日)
	6 血液凝固因子製剤の納入先医療機関の調査結果について(平成20年11月28
	)55
	・ / フィブリノゲン製剤の投与された方々に対するお知らせ等について(協力依頼)
	平成20年5月30日)************************************

18 フィブリノゲン製剤に係る国立病院の訪問調査について(平成20年10月14日)
63
_Ⅳ 特別措置法の周知関係
19 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第VIII因子製剤によるC型肝炎感染
被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法関係資料について
(平成20年1月16日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
20 特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第VIII因子製剤によるC型肝炎感染被
害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金等の支
給の実施体制について(平成20年1月16日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
21 フィブリノゲン製剤を投与された方々に対するお知らせ等について(協力依頼)
(平成20年1月24日)74
22 血液凝固因子製剤を投与された方々に対するお知らせ等について(協力依頼)
(平成20年2月5日)再掲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・76
V いわゆる418症例リスト関係
23 フィブリノゲン製剤に係る418症例報告調査プロジェクトチームの活動状況等
の報告について(平成20年9月22日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
24「フィブリノゲン製剤投与後の418例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査
検討会」開催要綱(平成19年11月27日)・・・・・・・・・・・・・・・・94
25 418例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査の調査票の発送について
(平成20年1月16日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・95
26「フィブリノゲン製剤投与後の418例の肝炎等発症患者の症例等に関する調査
検討会 J 開催要綱等(平成20年5月15日)·········98
27 フィブリノゲン製剤投与後の418例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査
票検討会調査報告書の概要について(平成20年6月27日)・・・・・・・・100
28 フィブリノゲン製剤投与後の418例の肝炎等発症患者の症状等に関する調査
検討会の追加症例分析結果について(平成20年10月27日)・・・・・・・106
VI 厚生労働科学研究費補助金研究事業関係_
29 フィブリノゲン製剤の投与の記録保存の実態に関する調査のお願い
(平成20年2月27日)・・・・・・・・・・・113
30 フィブリノゲン納入医療機関における投与の記録保存の実態に関する研究班報
告書(平成20年4月22日)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・122
31 フィブリノゲン製剤等の納入先医療機関における製剤の使用実態及び当該製剤
を使用された患者における肝炎ウイルス感染等の実態に関する研究について
(協力依頼)(平成20年11月7日)···················131

-

厚生労働省医薬食品局

血液対策課長 新村和哉 (内2900) 血液対策企画官 植村展生 (内2901)

### フィブリノゲン製剤納入医療機関名等の広報について

フィブリノゲン製剤を投与された方に対し、可能な限り投与の事実をお知らせし、検査・治療を受けていただけるよう、平成16年12月に公表したフィブリノゲン製剤が納入された医療機関(約7000)の名称について、新聞を活用して、改めて広報いたします。

約7000医療機関名の広報に先立ち、C型肝炎検査受診の呼びかけを以下のように順次行っていく予定ですので、お知らせいたします。

### (1) 10月31日(水)(既に実施)

「C型肝炎検査受診の呼びかけ」を厚生労働省ホームページのトップページに掲載。(平成16年12月より継続的に掲載されている内容)

### (2) 11月13日(火)~18日(日)

新聞各紙において各1日づつ突出し広告を政府広報により掲載予定。

### 掲載内容

- ・C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ
- ・フィブリノゲン製剤納入先医療機関名が厚生労働省ホームページや 地方自治体で確認できること。

### (3) 11月下旬目途

新聞記事下7段(紙面1/2サイズ)で政府広報を掲載予定。

### 掲載内容

- ・C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ(検査対象者等の具体的説明)
- ・C型肝炎ウイルス検査の概要
- 相談窓口

厚生労働省医薬食品局

血液対策企画官 植村展生 (内 2901) 血液対策課長補佐 齋藤匡人 (内 2906)

# フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口の設置について

フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の公表に関する問合せ窓口は、厚生労働省医薬食品局血液対策課で行ってまいりましたが、11月15日より、厚生労働省内にフリーダイヤル(専用回線)による「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」を設置することといたしましたので、お知らせいたします。

### ○厚生労働省の相談窓口

フリーダイヤル 0120-509-002

受付期間 平成19年11月15日(木)~12月28日(金)

受付時間 午前9時30分~午後8時(土・日・祝日を除く)

# 

11月29日(木) 朝日、読売、毎日、産経、日<sub>曜</sub>、ブロック紙の各朝刊 30日(金) 地方紙の各朝刊

# C型肝炎は、早期発見・早期治療が重要です。

政府広報|厚生労働省

液序広報オンライン http://www.gov-online.go.jp/

# C型肝炎ウイルス検査の受診をおすすめしています。 平成6年以前にフィブリノダン期間の初ます。

平成6年以前にフィブリノゲン製剤の投与を受けた方等、「検査受診の呼びかけの対象者」に該当する方は、 肝炎ウイルスに感染している可能性が一般の方よりも高いと考えられますので、C型肝炎ウイルス検査を受けられることをお勧めしています。

inttp://www.mhlw.go.j.p/

### 肝炎ウイルス検査の概要(平成19年度)

保健所における特定感染症検査等事業

希望者(過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのある者を除く)

保健所 自治体によっては委託医療機関でも母診す

保健所での検査は、基本的に無料

(一部の自治体では自己負担が必要な場合があります)

居住する地域の保健所

### 上間のほか

①培人保健法に茲づき市区町村が実施する肝炎ウイルス検診(難しくは、お住まいの市区町村にお問い合せください)、②被保険者及び被扶護者を対象に健康保険組合及び政府管案健康保険が保健事業として実施する健康診査があります(対象者等実施については、加入されている保険者にお問い合せください)。

また、各医療機関において肝炎ウイルス検査を異施するところもあり、診察により肝炎の感染が疑われる場合には、 医療保険が適用されます。

### 検査受診の呼びかけの対象者

①フィブリンゲン製剤(フィブリン糊としての使用を含む)を1994年(平成6年)以前に使用されませんでしたか?

フィブリノゲン製剤の投与を受けた方には、以下のような場合があります。

- 1) 妊娠中又は出産時に大量の出血があった
- 2) 大量に出血するような単術を受けた
- 3) 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患、外傷などにより大量の出血があった
- 4) がん、白血病、肝疾患などの病気で「血が止まりにくい」と指摘を受けた
- 5)特殊な腎結石・胆石除去(結石をフィブリン塊に包埋して取り除く方法)、気胸での胸膜接着、 腱・骨折片などの接着、血が止まりにくい部分の止血などの治療を受けた
- ②下記a~hに該当しませんか?
  - B.1992年(平成4年)以前に輸血を受けた方×
  - b.大きな手術を受けた方
  - c.血液凝固因子製剤を投与された方
  - d.異期に血液透析を受けている方
  - e.臓器移植を受けた方
  - f. 薬物濫用者、入れ墨をしている方
  - g.ボディピアスを施している方
  - h.その他(過去に健康診断等で肝機能検査の異常を指摘されているにもかかわらず、その後 肝炎の検査を実施していない方等)
  - ※輸血などに用いる血液製剤は、様々な安全対策がとられてきており、感染症伝播のリスクを 完全に排除できないものの、近年の製剤の安全性は格段に向上しております。

なお、過去に一度肝炎ウイルス検査を受診されている方は、新たに上配に該当することがない限り、 基本的に再度検査を受ける必要はありません。

これらの制度は各地方自治体により異なる部分がありますので、詳しくは地方自治体の窓口にお問い合わせください。

厚生労働省の 相談窓口 の専用フリーダイヤルを 開設しました。 ∞ 0120-509-002

12月28日(金)まで 9:30~20:00 当土・日・祝日を除く。

厚生労働省 医薬食品局血液対策課 〒100-8916 東京都千代田区债が関1-2-2 TEL.03-5253-1111(代表)

地方自治体の 窓口

都道府県、政令指定都市などの 保健担当部局や保健所

公銭医療機関に 邸ねても、放当するかが わからない方は、まず 肝炎ウイルス検査を 受診してください。

厚生労働省医薬食品局

血液対策課長 新村和哉 (内2900) 血液対策企画官 植村展生 (内2901)

平成20年1月16日 医薬食品局血液対策課

「フィブリノゲン製剤納入先医療機関」及び「非加熱血液凝固因子製剤を 血友病以外の患者に投与した可能性のある医療機関」の公表(政府広報) について

〇趣旨 C型肝炎ウイルス検査の受診勧奨

〇広報 1月17日の新聞折込広告 約3000万部

〇公表内容

1 都道府県別の各製剤納入先医療機関名及び所在市区町村

1) フィブリノゲン製剤納入先医療機関 (6726施設 (注)) (内訳)

現在も存在する施設 (名称変更施設を除く)

3949施設

名称変更施設 (統廃合を含む) (△印)

1306施設

廃院(休止を含む)(※印)

1354施設

特定されなかった医療機関

、117施設

(注) ホームページ公表医療機関の内、施設の名称等が不明なものを除く。

2) 非加熱血液凝固因子製剤を血友病以外の患者に投与した可能性のある医療機関 (805施設)

(内訳)

現在も存在する施設(名称変更を除く) 名称変更施設(統廃合を含む(△印) 廃院(休止を含む)(※印) 特定されなかった医療機関

488施設

214施設

9 5 施設

8施設

- 2 検査を受けていただきたい方
  - 1) フィブリノゲン製剤の投与を受けた可能性のある方
  - 2) 血液凝固因子製剤の投与を受けた可能性のある方
  - 3) その他検査をお勧めする方
- 3 検査の受診機関など
- 4 問い合わせ先
  - 1) 厚生労働省相談窓口フリーダイヤル 0120-509-002 平成20年2月29日(金)まで ※土、日、祝日を除く 9:30~20:00 厚生労働省ホームページアドレス http://www.mhlw.go.jp
  - 2) 都道府県の主な窓口等

都道府県、政令指定都市、保健所設置市、東京都23区の保健所、健康福祉 事務所等に設置

# 型肝炎ウイルス検査をお受けください。 平成6年以前にフィブリノゲン製剤の投与を受けた方などは、肝炎ウイルスに感染している可能性が一般の方より高いと考えられます。

- ① 平成6年以前に医療機関を指摘を関する 次の 1)~5)に該当された方は、フィブリノゲン製剤の投与を 受けた可能性があります。
  - 1)妊娠中又は出旋時に大量の出血があった。
  - 2) 大量に出血するような手術を受けた
  - 3) 金藻静脈欄の破殺、潤化器系疾患、外傷などにより大量の出血があった
  - 4) かん、曲血病、肝疾患をどの病気で「血が止ぎりにくい」と指摘を受けた
  - 5) 特殊な腎結石・胆石除虫法(結石をフィブリン族に包組して取り除く方法)、気胸での胸膜接着、腱 骨折片などの接着、血が止まりにくい部分の止血などの治療を受けた。
- ❷次のような病気で入院したことのある方は、 血液凝固因子製剤の投与を受けた可能性があります。
  - 1) 新生毕出血症(新生児メレナ、ヒタミンド欠乏症等)の病疾で「血か止まりにくい」との指摘を受けた
  - 2) 肝硬変や樹雄肝炎で入院し、抽血が響しかった
  - 3) 紅道静脈瘤の破解、南化器系換息により大風の下血があった
  - 4) 大麓(1出油するような手術を受けた(出疏時の大瀬出血も告む)

なお、昭和47~63年の間に、非加熱血液凝固因子製剤を血友病以外の患者に投与 した可能性のある医療機関は、蒸縮設面器医療機関の際に掲載されています。

### ※●❷以外の方でも、次のような方は、 一度は検査を受けることをおすすめします。

- 1) 平成4年以前に輸血を受けた方
- 2) 大きな事所を受けた方
- 3) 長期に血液旋折を受けている方
- 4) 照器移植を受けた方
- 5) 規物政用者、入れ機をしている方
- (6) ホディビアスを施している方
- 7)その他(健康診断等で肝機能依託の異常を指摘されているにも かかわらず、その核肝炎の検査を実施していない方など)。
- 母韓血などに用いる血液製剤は、徳々な安全対策がとられてまており、 癌染症伝播のリスクを完全に排除できないものの、近年の製剤の 安全性は格段に同上しております。
- ※なお、過去に一度肝炎ウイルス検査を受診され ている方は、新たに4、2または上記に該当す ることがない限り、基本的に再度検査を受ける 必要はありません。

❶ 受診機関:保健所

(自治体によっては委託医療機関でも受診できます。

❷ 検査費用:基本的に無料

(一部の自治体では自己負担が必要な場合があります。)

❸ 検査に関するお問い合わせ先: お住まいの地域の保健所

上記のほか、市区町村や健康保険組合及び政府管案健康 保険が行う健康診査で肝炎ウイルス検査を行っている 場合がありますので、それぞれにお問い合わせください。

厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/

海 選 健康推進網	011-231-4111(25-414)	千 寒 泉 粟粉糜	043-223-2614	**	の保健所、健康福祉事務所等に股間			THE HISTORY	C 45 V (C 9).	
	011-231-4111125-572) -0-17-734-9289	疾剂対策課 策 第 解 健康推進課	045-223-2682	<b>枝阜県</b>	<b>順務水道際</b> 058-272-1111(257	) 異取県際	胀損禪録	073-441-2643 0857-26-7228	高 知 県 健康がくり課 福 岡 県 開発課	088-828
保健衛生課 平 및 保健衛生課	017-734-9284	突病対策線 緊事監視 <b>課</b>	03-5320-4471	OF PH ME	疾病対策室 054-221-244	1 島根県際	革街生課	0857-26-7194 0852-22-5254-5268	使 展 與 與 與 與 與 與 與 與 與 與 與 與 與 與 與 與 與 與	092-643
城 児 南務課 田 県 健康推進課	U22-211-2662 U18-860-1424	神奈川県 薬粉課 新 湖 県 医薬園保護	045-210-4954	從知県		6 周山県医	<b>阿安全課</b>	0852-22-5329 085-226-7340	健原增近原 类 埼 県 解获行政旅	0952-2
ド・原 保健郷務課 8. 展 職務グループ	023-630-2316-2332	健興財策課 選 山 県 健康課	025-280-5200		郑独成品置 059-224-233	保	腱対策室	082-513-3223 082-513-3068	医姚政辩睺 瓶本 泉 斑鸦衛生課	095-89
図報徴幣グループ ( 遠 保護予防課	024-521-7238	くすり政策数 石 川 県 健原推進課	076-444-3234	東都府	旅務室 075-414-478	<b>美工工作</b>	防踝 .	082-513-3076 083-933-3013	大 分 県 解務電 健康対策線	097-506-
菜務課: 」	020-301-3398	解平斯生課 福 井 県 医粉腐熟課	076-225-1442	大阪府	74ブリノゲン収録組設対応チーム 06-6944-6268(専月	(東 泉 泉 東	65 CP	083-933-2956 088-621-2234	宮 崎 県 医原氯務課 健康権道課	0985-2
	028-623-3120 027-226-2609	健原均進躁 山 梨 県 健原増進課	D776-20-0352 O55-223-1494	茶魚県	<b>阿務課</b> 0742-27-867	者川県 風	防膨免症对策操	088-621-2228	超光周線 健康增進課 沖 縄 県 網路衛生課	099-28
	027-226-2663	長 野 県 東東管理課	026-235-7157		・ 配鉄道選牒 0742-27-865 医務課 0742-27-864			089-812-2401	強旗增進課	098-86

厚生労働省医薬食品局

血液対策課長 新村和哉 (内2900) 血液対策企画官 植村展生 (内2901)

平成20年6月13日 医薬食品局血液対策課

フィブリノゲン製剤をフィブリン糊として使用した可能性のある医療機関の追加について

○ 5月30日までに、厚生労働省ホームページ上の「C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ(フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表について)」の公表医療機関等リストの597の医療機関の備考欄に、「フィブリン糊として使用した可能性があるとの報告あり。」という記載を追加したところですが、その後、新たに1施設から、フィブリノゲン製剤をフィブリン糊として使用した可能性があるとの報告があったため、同様の記載の追加を行いましたので、お知らせいたします。

これにより、フィブリノゲン製剤をフィブリン糊として使用した可能性があるとの報告があった医療機関数は合計598施設となりました。

# 【参考】

公表医療機関等リストの備考欄にフィブリン糊についての 記載を追加した医療機関の抜粋(6月13日追加分)

: [		存					4.		·	
		宮城県	1				•			
	7	الما المارك								<u> </u>
_	No.	等施設	<u>8</u>	 		所在地	-			
		院			3.1					
٠.		廃					. :	·	<i>:</i>	٠ ٦
-		続				•				٠,
•		[4]		÷. • •						

575 続、すけの医院 宮城県仙台市太白区三神峯2-2-3

(照会先) 厚生労働省医薬食品局 血液対策企画官 林 憲一(内線2901) 血液対策課長補佐 齋藤匡人(内線2906)

## フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口について

「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」は、平成20年9月1日(月)より平成20年9月30日(火)まで以下のとおり行うこととしましたので、お知らせいたします。

また、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の請求手続き等に関する相談窓口が独立行政法人医薬品医療機器総合機構内に設置されておりますので、併せてお知らせいたします。

### 〇厚生労働省の相談窓口

フリーダイヤル 0120-509-002

受付期間 平成20年9月1日(月)~9月30日(火)

受付時間 午前9時30分~午後6時(土・日・祝日を除く)

# 〇独立行政法人医薬品医療機器総合機構の相談窓口

フリーダイヤル 0120-780-400

受付時間 午前9時~午後6時(土・日・祝日を除く)

### 各医療機関の長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課 東京都千代田区霞が関1-2-2 電 話 03(3595)2395

フィブリノゲン製剤を投与された方々に対するお知らせ等について (協力依頼)

日頃から、公衆衛生の向上に多大な御貢献を賜り、誠に有難うございます。

今般、フィブリノゲン製剤の投与によるC型肝炎感染の問題が改めて 提起されたことを受け、フィブリノゲン製剤を投与された方々に対して、 再度、早急に可能な限り投与の事実をお知らせし、一日も早く検査・治療を受けていただくための対策をとることが最重要と考えており、厚生 労働省として全力を挙げて取り組んでいるところです。

厚生労働省では、C型肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々への検査受診の呼びかけとすべく、製薬会社がフィブリノゲン製剤を納入したとしている医療機関の名称や所在地、連絡先等を平成16年12月9日に公表し、厚生労働省ホームページ(http://www.mhlw.go.jp/)において名称等を掲載しておりますが、平成16年12月の公表に際しましては、その準備段階と公表後の相談対応等について、種々の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

以下に掲げる点につきましては、平成16年に同趣旨のことをお願いし、御対応いただいたところですが、元患者の方に可能な限り情報を提供いただきたく、貴医療機関におかれましても、以下のことを行っていただくよう、改めてお願い申し上げます。

- ① 元患者の方にとりましては、フィブリノゲン製剤の投与に関する情報が、肝炎の早期発見、早期治療につながる可能性がありますので、カルテのほか、手術記録、分娩記録、処方箋、輸液箋、注射指示箋又はレセプトの写し等が残っている場合には、可能な範囲で調査いただくこと。
- ② ①の結果、平成6年\*以前にフィブリノゲン製剤を投与された元患者の方が判明している又は判明した場合は、可能な限り投与の事

実及びC型肝炎ウイルスに感染している可能性が一般の方より高いと考えられることをお知らせいただき、肝炎検査の受診をお勧めいただくこと。

- ③ 元患者の方等からのお問い合わせがありました際に、可能な限り情報提供いただくこと。
- ④ ①のカルテ、手術記録、分娩記録、処方箋、輸液箋、注射指示箋 又はレセプトの写し等の書類が残っている場合、当分の間、当該書 類を保管していただくこと。
  - \* フィブリノゲン製剤の製造工程にSD処理(ウイルス不活性化処理の一種)が導入された時期

また、平成16年の公表後の御対応につきまして、平成19年11月30日現在の状況を調査させていただきたく、別添用紙に御回答いただき、平成19年12月5日(水)までに返信用封筒にて御返信いただけますよう御協力をよろしくお願いいたします。なお、御回答いただきました内容については、当課にてとりまとめの上、公表することとしておりますので御承知おき下さい。

末尾になりましたが、平成16年の公表に際しまして、種々の御協力を賜りましたことに改めて心より御礼を申し上げます。今回の協力依頼に関しましても、元患者の方等に対する情報提供やフィブリノゲン製剤を投与された方が判明している場合は、そうした方々に対する投与の事実のお知らせと肝炎検査の勧奨をしていただくとともに、公表後の御対応に関する調査について特段の御理解・御協力を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

(不明な点のお問い合わせ先)

厚生労働省医薬食品局血液対策課

〒 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL: 03-3595-2395

9:30から18:00まで

(整理	番	믕	)	_

	5 6		1						<del></del>					
U	2	秎	·					訂正欄	1					
0	) 経,	営形態						<del></del>	1	·				
-			<del></del>											
ାଧ	) 住	所	<del> </del>										:	
												•		
			訂正欄	Τ		····								<del></del>
			11111111111					•						
			·	<u> </u>			··.					•		
4	電話	話番号												
(5)	備	考	(※統分	合、房	発院等に	つい	て記載	<b>步</b> )		· - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
	1.						- 207				•			
							,							
1	1.		ļ.				•				•			
6	連絡	一路	担当者又	717	7		•		er a. i	au			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
			担当部局	1					訂正	閑	٠			
			IP 크 라/F	1/4										
		,	電話番号	1.66	<del></del>	<u> </u>		<del> </del>	1		·			
			电动省人	7 1		:								
7	カル	テニ	E統記録	—————————————————————————————————————	———— 鱼記録	制文は	( <del> </del> H) 4	r⊈s 6n →	- Art +	A.Sfor Arter				
	10	TE I J	F術記録、	. JJ X	Ziplikke.	<b>没用几</b>	史用?	學 、 火 人	7 笺、軒	那攸多	、汪射	<b>寸指</b> 示	箋、し	/セプ
	####	ナン	よどや元!	あるの	<b>ク万から</b>	の問	い合	わせから	5、平成	え6年	以前に	ニフィ	ブリノ	ゲン
	製剤	( )	フィブリ	ノーノ	ゲンーB	Bank		「フィフ	゛リノー	ゲン	-51	311	Γ-	フィブ
	サフ	ゲン-	-ミドリ」	又的	ま「フィ	ブリ	ノゲン	/HТ-	- 3 Ki	)」を	いう	DI TO		1 2
.	投与	された	こことが半	असि १	ていて	ナボ	. ñ 1	たみ	へい /	'] ୯ ⊢ァュ	4 20 0 2 0		IHI Uo.	ا تح ر
	10	但ムト	トスの1米	4. J. 4	~	ノノノノ		レルング	(武王 9	<u> ၁                                   </u>	のをし	ノで囲	<u>み、</u>	はい
1			tその人数											.
	×	1投与	されたこ	とかり	明明して	いる方	ع ر	は、投与	すされた	人数。	として	カウン	トでき	きるか
		どうか	を基準に	判断し	てくだ	さい。	名前	等が不明	]である	場合-	C	例えば	OF	ЮП
-	1	こ1名	投与された	たとし	いう人数	が明確	であ	わげる	-の 1 巻	たもの	5 \	1 7 /	+2+1	, <sub>tr.</sub>
	1	5年日	日が不明・	であっ	7±1:	米ケムミロロ	D# -	+ 4 14	. U. J. S.		ノン,I*		1200	'。权
		י נודר ר	日が不明	C 00) .	ノして人	メソル・円	加度で	めれば、	合わせ	てカワ	フント	してく	ださい	١,
1	•		. •											
. }		V	ま し	Z 🔨 🤼	•		-		Ţ	/ N U	ヘネ	-		
	<u>.</u>	2		r				( , , ,						, 1
		(		ノ				[ [1/1/	て」を	選ばと	た場合	1、質問	問⑩~	
														'ノー

⑧ ⑦で「はい」とお答えいただいた場合、下の表の空欄に、投与時期が判明した方の 数を記入してください。月別の数が不明の場合は、年別の計欄へのご記入で結構で す。投与時期が不明の方については、不明欄にその人数をお答えください。

				í -																			
1	/月	$\perp$	1	2	2	3		4		5	6		7		8	9	T	10	1	1	12		ī
昭和	<u>-</u>																$\top$	<u> </u>	T			╫	
H	40																+		<del>                                     </del>		<del></del> -	+	_
	41											$\top$	<del></del>	1	•		+		<del> </del>	$\dashv$		╫	-
	42								1		<del>-</del>	$\top$		+			-}-	<del></del>	<del> </del>	$\dashv$		╂	
	43	T			$\top$		1		†	$\dashv$		+		+				<u> </u>	<u></u> -	$\dashv$		╬	
	44				$\top$		$\top$		+	$\dashv$		$\dagger$		+	$\dashv$			·				┸	
	45	1			1		1		1-	$\dashv$		+		+	$\dashv$	•	-			+		╂	
•	46	T			7	<del></del>	+		+	+		+		╁	$\dashv$	<del></del> .				_		lacksquare	_
	47	T			$\dagger$		$\dagger$	<del></del>	†	+		+		+	$\dashv$		-		·	+	·	_	
	48	T	1		$\dagger$		+		-	$\dashv$		+		-	$\dashv$		-	$\dashv$		- -			_
	49	$\top$	$\top$		+		+		-	+		+		-	+	<u> </u>	+-		<u> </u>	$\bot$		1	_
	50	1	+		+		+-		<del> </del>	+		+	<del></del> -	<u> </u>	$\perp$		<u> </u>	1		1		L	
	51	$\vdash$	+		+	<u>.</u>	╁			+	<del></del>	+		-	$\dashv$	<u> </u>	1_	4					
	52		+	,	+-		┼-			+	<del></del> -	+		_	4		_	_		1		Ŀ	_
	53		十	<del>:</del>	╁		<del> </del>	_		+	<u>:</u> _	+-		<del>                                     </del>	1		<u> </u>	_		$\perp$			
	54		+		+		-	-		+		$\vdash$		<u> </u>	$\bot$			$\perp$					
	55		+		+		-			+	<del></del>	1			1	·. ·			•		<u> </u>	L	
	56		+	<u> </u>	+				·	1		ļ			1	•		$\perp$		L	٠.	L	
	57		+		├-		· ·	$\dashv$	<u> :</u>	$\bot$					1.	·	<u> </u>	$\perp$					
	58		4	····	-			$\dashv$		-	<u> </u>	_			$\perp$	· · ·							
	59	-	+	•				$\dashv$		↓_	<u>'</u>	-			6	:		$\perp$					_
•	60		╀		_	_		4	<del></del>	<u> </u>													
	<del></del>		-		-	$\dashv$	•	4	·	_		٠.			$\perp$								
	61	<u> </u>	┼			-	<del></del> -	1		<u> </u>	·				L								
	62	<del></del> :	┼	_	·			$\perp$	<u> </u>	Ŀ	_				L								_
517 alb	63	•	_		<u>.                                    </u>	1	-							• •									_
平成	I		_		·	ŀ											1	T					_
.	2		<u> </u>	$\perp$		1		1			_ T	-	1	. / -						-		-	
	3				!						1		+			1	~	+					-
1	4							T			1		1	٠.	,			+				·	-
	5							T			$\dashv$		+			+	<del></del>	+	-		-		_
	6			T	-			T			7		+		-			+			-	<del></del> -	_
									— : L						Ľ	- <del>1</del> 1	与限	- 		n			_ 人

	i_	
	(9)	⑦で「はい」とお答えいただいた場合、その方にフィブリノゲン製剤の投与の事実 をお知らせされましたよ。 (まな)
		をお知らせされましたか。 ( <u>該当するものを〇で囲み、それぞれの人数をお答えく</u> ださい。お知らせしていない世合は、 <b>です。</b>
		ださい。お知らせしていない場合は、理由ごとに人数をお答えください。)
		(ア. お知らせした イ. お知らせしていない)
		イ. お知らせしていない)
		( 人)
1		
	-	お知らせしていない場合、理由ごとの人数
		投与後に死亡 ( 人)
		・連絡先が不明又は連絡がつかない(人)
		<b>・ その他</b> ・
(I	) [	平成6年以前のカルテ等の各種書類が保管されています。
	1	平成6年以前のカルテ等の各種書類が保管されていますか( <u>該当するものを〇で囲</u>
		しでください。「はい」の場合、保管されている書類がいつのものか、その期間を 3答えください。)。
	1-	- 1 - 0 / 0
	1	※ 一部の診療科のみ書類が保管されている場合、「状況」の欄にその科名をお答えく
	-	ださい。その他、必要に応じ、「状況」の欄をご活用ください。
	\	
		はい・しいえ
į		(八九:
		(期間: 年 月 日から 年 月 日まで)
	(0)	
	(2)	手術記録・分娩記録
		はい・しいえ
		(状況:
		(期間: 年 月 日から 年 月 日まで)
. [		す カ 日から 年 月 日まで)
	(3)	製剤使用簿
		はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(状況:
		(期間) 左 日
	-	(期間: 年 月 日から 年 月 日まで)
-	7	
10	4)	処方箋
		はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(状况:
		(期間: 年月日から 年月日ナマ)

Γ	(E	) 南会 沙东 李		
	(3)		を・注射指示箋	
		(dt) an	は い・・ いいえ	
	-	(状況:	)	
		(期間:	年 月 日から 年 月 日まで)	* *
		<del> </del>		
	(6)	レセプ	。トの写し	
-			は い・ いいえ	
		(状況:	)	
1		(期間:	年 月 日から 年 月 日まで)	
			の書類	
	1	(研究論	文データ、入院サマリーなど)	
		e de la companya de	はい・いいえ	
		(状況:		
		(期間:	年 月 日から 年 月 日まで)	
	7.0			
w	ての	他仰意見等あり	りましたらお寄せください。	
-				
		%.		
		* .		
	•.			, i
				-
		ŧ .		-
	7			
	,			
	1			
	,			

(注) 訂正欄に書ききれない場合は、別紙とし、その旨を注記してください。